

令和元年第1回臨時会議事日程（第1号）

令和元年5月16日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員選挙
- 日程第10 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員選挙
- 日程第11 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員選挙
- 日程第12 選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員選挙
- 日程第13 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員選挙
- 日程第14 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員選挙
- 日程第15 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員選挙
- 日程第16 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員選挙
- 日程第17 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第18 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第19 議案第18号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第19号 監査委員の選任について
- 日程第21 閉会中の継続審査の申し出について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月16日	木	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和元年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 令和元年5月16日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 5月16日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則
 2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信
 3番 中家 章智 8番 岸本加代子
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設係長	南 博己
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○事務局長（奥邨 厚志君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の奥邨です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の議員、岸本議員を御紹介します。よろしく申し上げます。岸本議員、議長席へお願いします。

〔臨時議長 岸本加代子君議長席に着く〕

○臨時議長（岸本加代子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました岸本です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

皆様の御協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和元年第1回吉富町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（岸本加代子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま皆様着席の議席といたします。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（岸本加代子君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（岸本加代子君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、角畑議員、2番、向野議員、3番、中家議員を指名します。

ただいまから、投票用紙をお配りします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○臨時議長（岸本加代子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岸本加代子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○臨時議長（岸本加代子君） 異状なしと認めます。

では、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	角畑	正数議員	2 番	向野	倍吉議員
3 番	中家	章智議員	4 番	矢岡	匡議員
5 番	山本	定生議員	6 番	太田	文則議員
7 番	梅津	義信議員	8 番	横川	清一議員
9 番	是石	利彦議員	10 番	岸本加代子議員	

.....

○臨時議長（岸本加代子君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岸本加代子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1 番、角畑議員、2 番、向野議員、3 番、中家議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（岸本加代子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、うち有効投票 10 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、是石利彦議員 8 票、横川議員 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票数 10 票の 4 分の 1 ですので、2.5 票です。したがって、是石利彦議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（岸本加代子君） ただいま議長に当選されました是石利彦議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。
では、告知に対する挨拶を新議長、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 大変たくさんの票をいただきまして、身が引き締まる思いでございます。
議事機関として全体の奉仕者たるべく、公開の原則、議員発言権の尊重、公正で民主的な議会運営に努めます。議長職はもとより吉富議会の活動を主宰し、議会を代表する重責を持つものであります。議会の権威を向上させ、開かれた町民本意の議会機関を目指し、議長の中立性、議場の秩序保持に努めます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（岸本加代子君） 以上で、臨時議長の職務を終わりました。御協力ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは是石議長、議長席にお着きをお願いします。
〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（是石 利彦君） それでは、よろしくをお願いします。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○議長（是石 利彦君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、角畑議員、向野議員の2名を指名いたします。

日程第4. 会期の決定

○議長（是石 利彦君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。
暫時休憩をお願いします。

午前10時13分休憩

.....
午前10時23分再開

○議長（是石 利彦君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第5. 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口をお閉めください。

〔議場閉鎖〕

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、角畑議員、2番、向野議員、3番、中家議員を指名します。

投票用紙の配付。ただいまから、投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（是石 利彦君） 御確認ください。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

立会人は、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（是石 利彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番 角畑 正数議員	2番 向野 倍吉議員
3番 中家 章智議員	4番 矢岡 匡議員
5番 山本 定生議員	6番 太田 文則議員
7番 梅津 義信議員	8番 横川 清一議員
9番 是石 利彦議員	10番 岸本加代子議員

.....

○議長（是石 利彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。1番、角畑議員、2番、向野議員、3番、中家議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（是石 利彦君） 選挙結果が出ました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、うち有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、横川清一議員10票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票数10票の4分の1ですので、2.5票です。したがって、横川清一議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（是石 利彦君） ただいま副議長に当選されました横川清一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

横川清一議員、当選の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。横川議員。

○副議長（横川 清一君） ただいま、同僚議員の力強い御支援で副議長に選任されました。今後は、是石議長を協力にサポートするとともに、同僚議員とともに開かれた議会、自由闊達に議論ができるような場を醸成し、住民の信頼を得るような議会に、是石議長と一緒にやっていきたいと思っていますところでございます。どうか、今後ともよろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第6. 議席の指定

○議長（是石 利彦君） では、日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は議長が定めることとなっております。申し合わせにより、当選回数期ごとの年齢順を適用し、議長は最終番、副議長はその1番前の席とすることとなっております。

それでは、10番を議長、9番を副議長に指定いたします。

次に、1番、角畑議員、2番、向野議員、3番、中家議員、4番、矢岡議員、5番、山本議員、6番、太田議員、7番、梅津議員、8番、岸本議員と指定いたします。

移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま着席の議席を各議員の議席と指定いたします。

日程第7. 常任委員の選任

○議長（是石 利彦君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第7条第1項の規定では、常任委員会委員の選任は、議長が会議に諮って指名するとなっております。

お諮りします。ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり指名することといたします。

これより、各常任委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩です。

午前10時58分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、諸般の報告を行います。

各常任委員会に、委員長、副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので、御報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、中家章智議員、副委員長、向野倍吉議員。福祉産業建設常任委員会委員長、梅津義信議員、副委員長、角畑正数議員。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第8. 議会運営委員の選任

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時15分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり指名することといたします。

これより、議会運営委員長の委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時23分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会において委員長、副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に山本議員、副委員長に岸本加代子議員が互選された旨の報告がありました。

以上、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時48分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9. 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第9、選挙第3号吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

吉富町外一市中学校組合議会議員に、角畑議員、中家議員、矢岡議員、梅津議員、是石議員の5名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した角畑議員、中家議員、矢岡議員、梅津議員、是石議員が吉富町外一市中学校組合議会議員に当選されました。

当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10、選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 次、日程第10、選挙第4号吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことといたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に、向野議員、岸本議員、横川議員、是石議員の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました向野議員、岸本議員、横川議員、是石議員が吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に当選されました。当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11. 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第11、選挙第5号豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

豊前市外二町清掃施設組合議会議員に、山本議員、太田議員、横川議員、是石議員の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました山本議員、太田議員、横川議員、是石議員の4名が豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

当選された方々に、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12. 選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第12、選挙第6号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行

います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に、是石議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した是石議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第13. 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第13、選挙第7号豊前市外二町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。豊前市外二町財産組合議会議員に、横川議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました横川議員が豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第14. 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第14、選挙第8号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京築地区水道企業団議会議員に、是石議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました是石議員が京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第15. 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第15、選挙第9号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に、是石議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した是石議員が築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第16. 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（是石 利彦君） 日程第16、選挙第10号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、是石議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した是石議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩、ちょっと資料配りますので、ちょっとお待ちください。

午後1時00分休憩

午後1時01分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

初議会でございますので、執行部、花畑町長より一言御挨拶をお願いしたいと思います。花畑町長、お願いします。

○町長（花畑 明君） 皆さん、こんにちは。御指名をいただきましたので、御挨拶申し上げます。

本日、臨時会を招集いたしましたところ、全員の御出席をいただき、まことにありがとうございました。

先ほど、議会構成及び委員会所属等々御決定されましたこと、まことにおめでとうございます。今後、執行部ともども新しい吉富町のさらなる発展のために、御指導、御協力のほどどうぞよろしく願いを申し上げます。

皆様方のこれからのますますの御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（是石 利彦君） ありがとうございました。

日程第17. 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第18. 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第19. 議案第18号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

日程第20. 議案第19号 監査委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 続いて、日程第17、議案第16号から日程第20、議案第19号までの4案件を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第16号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、議案第17号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第18号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について、議案第19号監査委員の選任について、以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 提案理由の御説明を申し上げます。

本日、令和元年第1回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに、御多用の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件2件、予算案件1件、人事案件1件の計4案件について、御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について、御説明を申し上げます。

議案第16号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日付で一部が施行され、これに準じて、吉富町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成31年3月29日付で、専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第17号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日付で一部が施行され、これに準じて、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成31年3月29日付で、専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第18号は、令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ543万3,000円を追加し、予算総額を30億5,843万3,000円とするものであります。

歳入では、13款国庫支出金2項国庫補助金で、プレミアム付き商品券事業補助金543万3,000円の増額、歳出では、7款1項商工費で、委託料543万3,000円の増額であります。

消費税率の10%への引き上げに際し、所得の少ない人やゼロ歳から2歳の小さな乳幼児のい

る子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム商品券事業を実施するものであります。

議案第19号は、監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任されておりました監査委員は、議員の任期満了と同時に監査委員の任期も満了となったため、議案書にありますとおり、矢岡匡議員を監査委員に選任したので、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ御慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（是石 利彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第17、議案第16号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の1ページをお願いします。

議案第16号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、平成31年4月1日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が、平成31年3月29日に公布され、吉富町税条例等の一部改正が必要となり、平成31年3月29日に専決処分を行いましたので、その専決内容について御報告し、御承認を求めるものであります。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第34条の7は、都道府県または市町村へ寄附を行った場合、いわゆるふるさと納税を行った場合、特例控除額の対象となる寄附行為と認めるために返礼品の返礼割合が寄附金額の3割以下で、返礼品が地場産品であることを要件とするための規定整備であります。

附則第7条の3の2、第1項は令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合、住民税の住宅ローン控除期間を3年間延長し、13年間とするための規定整備であります。

第2項は、納税通知書が送達されるまでに住民税申告書が提出されていない場合は、住民税、住宅ローン控除が適用されないとする要件を不要とするための改正であります。

2ページをお願いいたします。

附則第7条の4は、地方税法の改正に伴う規定の整備であります。附則第9条は、申告特例、いわゆるふるさと納税ワンストップサービス特例制度の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定整備であります。

3ページをお願いいたします。

附則第9条の2は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、所得税相当分の申告特例控除額を所得の額から控除するための整備であります。

4ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、地方税法の改正に伴う規定の整備であります。

5ページをお願いいたします。

附則第10条の3第6項は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告についての規定整備であります。

7ページをお願いいたします。

附則第16条は、軽自動車税重課特例を令和元年度においても実施するための規定整備であります。

11ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、附則第16条の規定整備により、第7項を第4項に改める規定整備であります。

12ページをお願いいたします。

第36条の2は、住民税申告書記載事項の簡素化のための規定整備であります。簡素化の内容は、年末調整適用の所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額が同額の場合は、合計金額のみの記載でよいこととするものであります。

第36条の3の2は、給与支払報告書に単身児童扶養者に該当する場合は、その旨を記載することとするための規定整備であります。

次に、第36条の3の3は、公的年金受給者の提出すべき扶養親族申告書に、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨を記載することとするための規定整備であります。

13ページをお願いいたします。

第36条の4は、第36条の2の改正に伴う規定の整備であります。

14ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに高燃費自家用乗用車を取得した場合、環境性能割を非課税とするための規定整備であります。

附則第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例についての規定整備であります。

15ページをお願いいたします。

附則第15条の6は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに、2020年度燃費基準達成の自家用乗用車を取得した場合、環境性能割を2%から1%に軽減するための規定整備であります。

附則第16条は、令和2年度、令和3年度においても、令和元年度軽自動車種別割の軽減措置

を延長するための規定整備であります。

17ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、新設整備するものであります。

19ページをお願いいたします。

第24条は、個人町民税所得割の非課税対象者に、単身児童扶養者を加えるための規定整備であります。

附則第16条は、令和4年度、令和5年度の軽自動車税種別割の軽減措置を電気自動車のみとするための規定整備であります。

20ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、附則第16条の規定整備により、第4項を第5項に改めるものであります。

21ページをお願いいたします。

第4条による改正であります。これにつきましては、吉富町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）第2条により、第15条の6及び附則第16条の規定が、令和元年10月1日の施行で改正となる。今回、この一部改正条例第1条におきまして、当該改正部分が平成31年4月1日の施行により改正となりましたための規定整備であります。

22ページをお願いいたします。

第5条による改正につきましてはありますが、これにつきましては、吉富町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第7号）第1条中、第4条附則第1条及び附則第2条を改正する規定の一部を、令和2年4月1日の施行日前に改正するものであります。

改正理由につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創出に伴う申告書などの提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合、書面による提出を可能とするための規定整備であります。

続きまして、附則の説明を行いたいと思います。

議案書の12ページをお願いいたします。

下から10行目からが附則であります。

本条例の施行日は平成31年4月1日となっております。ただし、第1条第1号から第5号に定める規定は、別の施行日となっております。

13ページをお願いいたします。

第2条は、町民税に関する改正規定の経過措置について規定しております。

14ページをお願いいたします。

第3条は、町民税に関する改正規定の経過措置について規定しております。

15ページをお願いいたします。

第4条は、町民税に関する経過措置について規定しております。

第5条は、固定資産税に関する経過措置について規定しております。

第6条、第7条、第8条は、軽自動車税に関する経過措置について規定しております。

以上で説明が終わりましたので、御承認をよろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることはできないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 5番、山本です。

先ほど説明で、これは法改正に基づいての条例改正というふうにお聞きをしましたが、いわゆる町独自の改正部分があるかどうかの確認をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長。

○税務課長（小原 弘光君） 町独自のものはありません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幾つかの改正がなされていると思うんですけども、この改正によって町民の皆さんの税負担がふえるということがありますか。

○議長（是石 利彦君） 担当課長。

○税務課長（小原 弘光君） 例えば、ふるさと納税につきましてですが、これにつきましては、寄附行為の要件が厳しくなったということであれば、控除額が減ることになって、町民には不利にはなると思いますが、そもそもの話でしょうから、これにつきましてはちょっと評価が難しいところであります。

あと、言いました軽自動車につきましては、1点、13年以上の所有の場合は重課税で税率が高くなるんですが、これにつきましては、引き続き令和元年度も行うということで、これは町民にとって税がふえる方向で考えています。

あとにつきましては、これも1点言っておきます。住民税につきましては、所得の低い方につきましては非課税措置があるんですけど、今までは未婚のひとり親につきましては対象となって

いませんでしたが、それが対象になるということで、これにつきましては町民、低所得者世帯につきまして評価されるものだと思っております。

大まかに言いましたら、以上のような内容であります。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、わかればいいんですけども、今回の税の改正によって負担がふえる人が多いのか、減る人が多いのか、その辺わかればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 納税義務者の人数だけでいえば、明らかに負担が減る方のほうが多くなるんだと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

異議がないようですので、本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

日程第18、議案第17号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第17号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、平成31年4月1日施行とする地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、平成31年3月29日に専決処分を行いましたので、専決内容につきまして御報告し、御承認を求めるものであります。

詳細を、資料ナンバー1の新旧対照表で説明いたします。26ページをお願いいたします。

第2条第2項は、国民健康保険税基礎課税額の上限額58万円を61万円とするための規定整備であります。

第23条は、5割軽減の軽減基準における1人当たり加算額27万5,000円を28万円に、2割軽減の軽減基準における1人当たり加算額50万円を51万円にするための改正であります。

議案書の18ページをお願いいたします。

附則第1項、本条例の施行日は、平成31年4月1日となっております。

附則第2項、改正後の規定は、令和元年度国民健康保険税から適用します。

以上で説明が終わりましたので、御承認をよろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の税条例の改正で最高限度額が上がっていますので、これは国保税の値上げにつながるのでは反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第17号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

日程第19、議案第18号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題いたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。補正予算書をお持ちください。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく総括歳出。

次に歳入、6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 歳入、国庫支出金商工費補助金、国庫補助金はこれいつ決まって、いつ入ってくる形になるのかちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） 済みません、御説明いたします。

この部分の事業につきましては、今年度、事業を行いまして、国費につきましては、今年度中に入る見込みでございます。

それと、いつ決まったかということにつきましては、ちょっと資料がありませんので、ここで御報告させていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、いいですか。今年度中ことで。いつかわからんのやな。

（「すぐくアバウトやけ」と呼ぶ者あり）

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっときょうは課長が来ていないみたいなんで、ようわからんけ。

要は、前年度に事業計画を出していた分が今年度決まって、とりあえず今年度実施しますよということよかったんか、ちょっとそこがそういう形で言ってもらえればわかりやすい。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） このプレミアム付き商品券事業につきましては、この平成30年度末の時点で国のほうから動きがありました。それについて随時、詳細に市町村への説明を受けておりましたんで、今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですね。（「近くのほうでフォローは要らんか」と呼ぶ者あり）

よろしいですね。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ、これまでプレミアム商品券あったと思うんですけども、それとはまた別のものなのかということと、もう1点、提案理由の説明の中に、所得の少ない人やゼロ歳から2歳の小さな乳幼児のいる子育て世帯の云々とあるんですけども、こういう人たちを特別に支援するということが提案理由の中でうたわれているんですが、じゃあそのプレミアム商品券の発売に当たって、その辺も考慮されるような内容が含まれているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） ちょっとお待ちください。産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） まず1点目なんですけども、今まで福岡県が行っていましたプレミアム商品券事業とは、今回の分は別のものであります。

それと、対象者といたしましては、今年度の住民税の非課税者と2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主の方を対象としております。

それと、通知にしましては、まず、非課税者の方につきましては、町のほうから対象者に申請書の送付、申請書を役場のほうに提出していただいて、それから事務が始まってきます。もう一つの子育て世帯の方につきましては、役場から商品券の引換券のほうを送付するような形になります。その後、引換券を今郵便局のほうに持参し、商品券を購入していただくというような流れになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。岸本さん、もう一度。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 説明聞いてわかりました。例えば、商品券は1枚幾らとか、それとか1世帯当たり幾らまで決まっているとかがあれば、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） 商品券につきましては、1枚500円の10枚で1冊というような形になっております。それを5冊買うことができます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議員席7番、梅津です。

確認のために質問いたします。今回のこれは、いわゆる住民税非課税世帯、また子育て世帯に対するいわゆる消費税アップに対する支援的意味合いのことだと思うんですけども、過去、3%になったとき、3%から5%になったとき、5%から8%になったときに、過去このような支援策を行ったかどうか、これ確認です。私ちょっと記憶に定かでないので。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） 過去消費税のほうは3%から5%、5%から8%になったときにつきましては、プレミアム商品券については、こういった事業はありませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 新聞報道などで、このプレミアム率が25%とか聞いたんですけど、大体幾らになっていますか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） 商品券につきましては、2万5,000円分を2万円で販売しますので、プレミアム率としましては25%となります。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと1点お聞きしたいんです。これどうなの、企画のほうはわかりやすかったら企画が答えてもいいんですけど、今回のこの事業費の決定額というのは、どうなんですか、国のほうで何か基準があつての金額なのか、それとも町が申請した金額に対しての金額なのか、人口割なのかとか何か金額の根拠、これはどうなっているのかちょっとそれを教えてほしいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） 事業費の決定につきましては、町のほうが積算して申請した金額を事業費とさせていただいて、県、国のほうへ申請しております。

以上です。

積算根拠につきましては、まず委託先の会社としまして、二、三に見積もりを徴収して積算根拠としております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ちょっとわからんな。よろしいですか。（「わからん……」と呼ぶ者あり）わからんね。（「歳出で聞こう」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほどの歳入でも聞いたんですが、この今回の積算の根拠が、この印刷業務等委託料というやつが根拠になっての金額というか、このもともとのこの金額の根拠ちゅうのはどうなるん。発行枚数が先にありきなのか、何か先ほどの説明でいくと、ゼロ歳から2歳児までのお子さん、あと子育て支援という話が出たんで、その人数を町の中で何人とい

う推計のもとに出したやつでつくるのか、それとも、先に金額ありきでつくったものがこうなのか、ちょっとその辺の本当を教えてほしいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） まず対象者のほうが住民税の非課税者につきましては、課税基準日で1,631名で、それと3歳半未満の子供が属する世帯の世帯主につきましては、ことし4月30日現在で160名、それをもとに見積もりを一応しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これ、消費税10%を前提とした支援策っちなってんじゃないですか。これ、する時期は多分その時期だと思うんですが、仮に消費税10%が延長されたりとか凍結されたときとはこれどうなるんですか。それっちゅう前提は検討はされているんですか。そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） この事業につきましては、消費税10%に引き上がるということを想定して計上しております。スケジュール的には、まず商品券の印刷について、今月5月中に発注を行わないと間に合わないちゅうことがあります。システムにつきましても、対象者の抽出や帳票のフォーマットなどの作業の開始を行い、対象者への書類発送を7月中旬を予定していますが、それに間に合うために今回計上させていただいております。あと、販売につきましては、10月からを予定しております。

以上です。（「ごめんね、かわいそうに」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） いいんやな。（「もういいです」と呼ぶ者あり）もういいな。（「これ以上言ったら悪い」と呼ぶ者あり）

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の続きなんですけど、10月から消費税が上がらなくても販売はするということなんですか、どうなんですか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設係長。

○産業建設係長（南 博己君） その点につきましては、今はまだ10月に10%に変わるということを前提と事務を進めておりますので、今現在は検討を行っておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） もう一度聞きます。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論は終わります。

これから本案を採決いたします。異議はございませんので、本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決するものと決しました。

次、行きます。

日程第20、議案第19号監査委員の選任についてを議題といたします。

矢岡匡議員は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席を求めます。

〔4番 矢岡 匡君 退席〕

○議長（是石 利彦君） 担当課長による説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

先ほど配付いたしました議案書追加分の1ページをごらんください。

議案第19号監査委員の選任について、本町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めます。

住所、吉富町大字広津266番地13、氏名、矢岡匡、昭和36年9月25日生まれ。議員のうちから選任されておりました監査委員は、議員の任期満了と同時に監査委員の任期も満了する

こととなったため、議案書にありますとおり、矢岡匡議員を選任したいので、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明を終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論は終わります。

これから、本案を採決いたします。異議はございませんので、本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号監査委員の選任についての同意を求める件は、これを同意することに決定いたしました。

招き入れてください。入室を許可いたします。

〔4番 矢岡 匡君 着席〕

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員に、監査委員の選任については同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

日程第21. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（是石 利彦君） 日程第21、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教委員長、福祉産業建設委員長から、会議規則第75条の規定

によりお手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長、総務文教委員長、福祉産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後1時54分閉会
